

特別定額給付金のお知らせ

対象者

基準日（令和2年4月27日）に、知立市の住民基本台帳に記録されている人（基準日に国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ基準日の翌日以後初めて知立市の住民基本台帳に記録された人を含む。）

※外国人のうち、短期滞在者および不法滞在者は対象外です。

給付金額

世帯構成員1人につき10万円

受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

支給日

5月28日以降、毎週木曜日（予定）

申請方法

郵 送

5月23日以降に申請書が届きます

申請書は、基準日に住民基本台帳に記録されている受給権者（世帯主）に送付されます。

知立市へ申請書を提出

申請書に振込口座を記入し、同封の返信用封筒に申請書、本人確認書類の写し、振込先口座の確認書類を入れてポストに投函します。

オンライン

専用サイトにアクセス

「マイナポータル」にアクセス
※利用には世帯主のマイナンバーカード、マイナンバーカード読取対応のスマホ（またはパソコン＋ICカードリーダー）、「マイナポータルAP」のインストール、マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号、振込先口座の確認書類が必要です。

専用サイトで申請

申請内容を入力し、振込先口座の確認書類（画像）をアップロードして、マイナンバーカードによる電子署名で本人確認。

受給権者（世帯主）が受給します



申請の注意事項

- ・オンライン申請について、カードの読取に4桁の暗証番号、電子署名の付与に6～16桁の暗証番号が必要になります。ロックがかかってしまうと、市民課の窓口での再設定が必要となります。
- ・マイナンバーカードの新規交付には1か月～1か月半を要しますので、申請書（紙）で申請いただく方が、早く受給できる可能性が高いです。

申請受付期限

8月24日(月)まで

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している人への支援

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している人で、事情により令和2年4月27日以前にお住まいの市区町村に住民票を移すことができなかった人は、以下の措置が受けられます。

- ・世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。今お住まいの市区町村に申請を行っていただきます。
- ・手続を行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主からの申請があっても支給しません。

※市役所3階協働推進課（☎95-0144）にご相談ください。

給付金を装った詐欺にはご注意ください！

市町村の職員になりすまし、電話やメール、自宅に訪問して「給付金を振り込むのでキャッシュカードの番号や銀行口座番号を教えてください。」などの不審電話等が全国で報告されています。

- ・市区町村や総務省などの行政機関が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・市区町村や総務省などの行政機関が「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。
- ・メールを送り、URL をクリックして申請を求めることは、絶対にありません。

問合せ

知立市特別定額給付金給付係

（☎95-0327 平日 午前8時30分～午後5時 土・日曜日 午前9時～午後5時）

